

規制改革ホットライン「集中受付」 規制改革要望
[2013年10月]

No.	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の所管官庁
1	海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例の適用対象の追加	(具体的内容) 保険会社が外国保険会社(または外国保険持株会社)を買収する際、買収先の子会社のうち子会社対象会社以外の会社について、原則として5年以内に限り保有が認められているところ、この規定が適用される買収の対象に、外国の金融機関(銀行、有価証券関連業者、信託会社)やこれらの子会社とする持株会社を加える。 (理由) 2012年7月に改正施行された保険業法において、海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例が導入された後、2013年6月に公布された銀行法の改正によって、銀行による海外M&Aについてより幅広い特例が導入されることとなった。 本要望は、保険業法のさらなる改正により、銀行法と同様の規律とすることを求めるもの。	保険業法第106条第4項	金融庁
2	保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の届出制への移行(グループ間限定)	(具体的内容) 同一グループ内の保険持株会社・保険会社間では、常務に従事する取締役等を兼務する場合に必要な“認可”を不要としていただきたい。手続きを不要とできない場合は、“届出”に緩和していただきたい。 (理由) 他の会社との兼職規制の趣旨は、保険会社に不利な扱いの防止であると思料するが、保険持株会社・保険会社間であれば、相互に不利な扱いをすることは考えにくく、業務への専念においても問題がない。また、業務の親和性も高いことから、グループ全体での迅速な意思決定にも役立つものと思われる。	保険業法第8条	金融庁
3	子会社の行う従属業務にかかる収入依存度規制の収入依存先の緩和	(具体的内容) 収入依存先を①子法人等、関連法人等、及び、②当該保険会社に所属する保険代理店にまで拡大する。 (理由) 経済界では、分社化や持株会社等多様な組織形態を活用しつつ、事業の再編や業務展開の多様化を急速に進めている。法制度や会計基準等も連結中心の考え方となりつつある。保険会社も例外ではなく、収入依存先についても、この連結の概念に従うことが適当である。また、損害保険会社は代理店を主たる販売チャネルとしている。代理店に対する教育・研修業務や販売用具の斡旋業務など、代理店も収入依存先に加えることが適当である。 第1回国民の声にて「保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、検討する」旨の回答されており、是非ともこの点を踏まえた検討をお願いしたい。	保険業法第106条第7項、平成14年金融庁告示第38号第2条第1項第1号等	金融庁
4	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止	(具体的内容) 少額短期保険主要株主承認申請において、保険持株会社および保険会社が株主となる場合、取締役等の住民票の提出を不要とする。 (理由) 少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。そもそも保険持株会社および保険会社は保険業法の管下におかれた存在であり、同法施行規則85条においても取締役等の就任、退任は届出の対象となっているため、少額短期保険主要株主承認申請にあたって、ことさらに取締役等の住民票の提出を求める必要はないものと考えられる。	少額短期保険業者監督指針Ⅲ-2-7-3 保険業法第272条の31、第272条の32及び第272条の33	金融庁
5	保険会社の子会社業務としての「防災事業」「介護サービス関連事業」の範囲を拡大する。	(具体的内容) 保険会社の子会社・関連会社に営むことが認められている業務と親和性の高い業務を行えうように範囲の拡大を行う。 ①保険業法施行規則第56条の2第2項第8号の「事故その他の危険の発生の防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務」について、「調査、分析又は助言」以上の防災活動を有料事業として行うことは認められておらず、顧客ニーズに沿った防災サービスを提供しようとするにあたって障害となるケースがあるため業務範囲の拡大を要望する。(例えば、設計および運用を助言した防災システム等の販売(※受注後に発注・納品を行うなど、在庫リスクを僅少とする管理を実施)) ②保険業法施行規則第56条の2第2項第6号および保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-1-(2)-⑤-イの「介護サービス関連事業」について、医療に関する事業(訪問看護等)と福祉用品販売・レンタル事業を行うことは認められていないため、これら業務が行えるよう業務範囲の拡大を要望する。 (理由) ①規制緩和が実現した場合、助言にとどまらず、ソフト&ハード共に充実した総合的な防災サービスを提供することが可能となり、消費者の満足度を高めるとともに、リスクを軽減し、社会の安全・安心に寄与する。 ②介護サービス関連事業者の多くが提供している極めてメジャーなサービスであるが、保険会社の子会社となると保険業法の制約を受けるため、実施できない事業となっているもの。介護サービス事業者として、サービスに一部医療の領域が入るのは避けられないところであり、社会的なニーズに即する介護サービスの充実に寄与する。	保険業法(施行規則第56条の2関連)	金融庁

No.	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
6	貿易保険の民間保険会社への開放部分の拡大	(具体的内容) 貿易保険法第57条には、「政府は、会計年度ごとに、日本貿易保険を相手方として、日本貿易保険が輸出手形保険以外の貿易保険を引き受けることにより、当該貿易保険の種類ごとにその保険金額の総額が一定の金額に達するまで、当該引受けによって日本貿易保険が負う保険責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。」と規定されているが、政府再保険を民間保険会社にも開放する。 (理由) 民間が参入している短期貿易保険分野において、民間再保険マーケットでは引受けできないリスクがあり(仕向国が紛争地域である場合など)、現状の制度のもとでは、保険の提供ができない場合がある。 このような場合について、民間保険会社が国の再保険を利用できるようご検討いただきたい。	貿易保険法第57条	経済産業省
7	ロードアシスタンス提供時の旅客輸送の規制を緩和する。	(具体的内容) 道路運送法では、有償にて旅客を乗せて自動車を運行することを禁じられているが、レッカー牽引車両が有償旅客自動車登録をしていない場合であっても、顧客の自動車を牽引する場合、顧客を同乗させることが法違反に当たらない旨を明示する。 (理由) 走行不能時の現場対応として、レッカー車による牽引を行うが、無償であっても、顧客を同乗させた場合は、有償旅客運送とみなされる可能性があり、事故・故障により移動手段を失った顧客の要望に応えられないケースがある。 規制緩和によって、走行不能時の現場対応として、より顧客ニーズに沿ったロードアシスタンスサービスの提供が可能となる。また、高速道路等で緊急避難が必要な場合においても、レッカー車等による迅速なドライバー輸送が可能となれば、顧客の人身安全確保および送迎者による停車車両の発生を減じ、2次的な事故発生の抑制にも寄与する。	道路運送法第79条(登録)、第81条(使用の制限及び禁止)第1項第1号	国土交通省
8	自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスの統合	(具体的内容) 自動車検査登録情報サービス(AIRIS)と軽自動車検査情報提供システムサービスを統合する等、利便性の向上からも同一機関での提供を要望する。 (理由) 現在、自動車の「登録情報」は、登録車は自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)、軽自動車は軽自動車検査情報提供システムサービスにより電子情報を取得することが可能である。しかしながら、電子情報の取得に必要な契約データ(登録番号(車両番号)+車台番号等)だけでは登録車、軽自動車の別が区分できず、複数件検索等のサービス利用にあたり、サービス提供機関が異なることにより、利便性が低く利用しづらい状態にある。 これについて、地方運輸局における検査情報を国土交通省が登録車情報と合わせて一元管理することを可能とし、上記サービス提供に関しても同一機関による提供を可能とするよう要望したい。 また、現行「平日9:00~17:00(土日祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)はサービス利用対象外)」であるサービス利用時間についても利便性向上の観点から拡大いただくことを要望したい。	道路運送車両法施行規則	国土交通省
9	「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における配送作業の簡素化	(具体的内容) 一括届出が受理された後、対象事業場分の書類を『東京労働局 労働基準部 監督課』内にある配送作業室宛に紙媒体で送付しているが、一括届出が受理された後にデータ化した内容(届出内容、および対象事業場リスト)をシステム的に送信することを可とする。 (理由) 全ての事業場で内容は変わらないため、各労働基準監督署用届出内容を大量印刷の上、配送することは非効率的であり、また各労働基準監督署への周知に時間を要している。	労働基準法第36条	厚生労働省
10	「企画業務型裁量労働制」の決議届の本社一括届出化	(具体的内容) 各事業場単位で労使委員会を設置し決議を行っているが、本社一括の決議を可とし、対象事業場のリストを添付することによって一括届出を可とする。 これにより、異動・転勤などで対象労働者の事業場が変更となる場合において、改めての同意取付を不要とする。 (理由) 同一企業であれば決議内容に大きな違いはなく、各事業場で個別に届出・同意取付を行うことは非効率的である。	労働基準法第38条の4第1項	厚生労働省
11	「企画業務型裁量労働制」の定期報告の本社一括報告化	(具体的内容) 各事業場ごとに、定期的に対象労働者の「労働時間の状況」「健康・福祉確保の措置」等について所轄の労働基準監督署長に報告することとしているが、各事業場の状況をリスト化し、本社一括の報告を可とする。 (理由) 報告内容については本社にて管理しているため、各事業場の所轄の労働基準監督署宛に届出を行うことは非効率的である。	労働基準法第38条の4第4項	厚生労働省
12	確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和	(具体的内容) 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について、除外要件を例えば「加入者等のうち2/3以上、もしくは過半数の同意」などに緩和する。 (理由) 運用商品の除外には、当該運用商品を選択して運用の指図を行う加入者および運用指図者全員の同意が求められているが、現実的に当該運用商品の加入者等全員の同意を取得することは困難である。 運営管理機関として継続的に選定、提示することが適切でないと判断される運用商品について速やかに除外できるよう、除外基準を緩和することで、適切な運用商品が選定、提示されることを確保する。	確定拠出年金法第26条、 確定拠出年金法施行規則第20条の2	厚生労働省

No.	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
13	確定拠出年金の中途引出要件の緩和	<p>(具体的内容)</p> <p>中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施する。もしくは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱退一時金の支給要件(資産額・加入期間の制限など)の更なる緩和。 ・税のペナルティを課したうえで中途引出しを可能とする措置の実施。 <p>を図る。</p> <p>(理由)</p> <p>年金受給開始年齢までは長期にわたるが、加入者が将来、中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合など、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。(現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。)</p> <p>加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出要件を更に拡大することが必要と考える。</p> <p>他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和と税のペナルティを課したうえで中途引出しを認めるべきと考える。</p>	確定拠出年金法第28条、法人税法、所得税法	厚生労働省
14	確定拠出年金の加入対象者の拡大	<p>(具体的内容)</p> <p>家事専従者など第3号被保険者、公務員を個人型制度の対象者とする。</p> <p>(理由)</p> <p>家事専従者など第3号被保険者が制度の対象外となっていることは、特に拠出期間が短い加入者が退職して第3号被保険者になった場合に拠出の継続が認められないため、将来の年金受給額が少額に留まるといった問題があり、若年層の制度加入意欲を低下させるなど制度普及の阻害要因となっている。</p> <p>家事専従者など第3号被保険者を個人型制度の対象とすることは、個人の自助努力による資産形成に寄与するほか、確定拠出年金のポータビリティが拡充され、制度の一層の普及促進に資するものと考えられる。</p> <p>公務員についても、老後の資産形成の自助努力を図る観点から、個人型制度の対象とすべきと考える。</p>	確定拠出年金法第62条	厚生労働省
15	確定拠出年金の中小企業退職金共済制度からの制度移行の容認	<p>(具体的内容)</p> <p>中小企業退職金共済制度からの確定拠出年金への制度移行を可能とする措置を実施する。</p> <p>(理由)</p> <p>中小企業退職金共済を採用していた中小企業が、事業規模の拡大に伴い加入要件を満たさなくなった場合など、他制度へ移行できる措置を講じることが、従業員の年金資産を保全する上で必要である。</p> <p>現在、確定給付企業年金と特定退職金共済制度のみが移行先として認められているが、同じ拠出型の制度である確定拠出年金制度(企業型)についても認めるべきと考える。</p>	中小企業退職金共済法第8条、第17条	厚生労働省
16	商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除	<p>(具体的内容)</p> <p>会社代表者の身辺安全確保及び個人情報保護のため、商業登記簿謄本の記載事項から会社代表者の住所を削除する。</p> <p>(理由)</p> <p>過去に中央省庁OBを狙った殺傷事件が発生したが、企業トップもいつテロ行為の標的にならないとも限らない。</p> <p>こうした状況下、商業登記簿謄本で会社代表者の住所を誰でも取得できる状態を放置することは、このリスクを高めるのみならず、個人情報保護の風潮にも逆行するものである。</p> <p>登記簿への住所記載の理由は、登記の真实性担保、第三者による代表者への責任追及のため、過剰制裁の通知のため等が考えられるが、代表者の住所を必要とする者は代表者との利害関係を証明することで住所記載の証明書を取得できる、とすることで十分機能を果たせると考える。</p> <p>本件は、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)」において検討項目とされているので、是非とも検討を進め、実現していただきたい。</p>	会社法第911条第3項第14号 商業登記規則第30条第1項	法務省
17	民間事業者によるマイナンバー利用	<p>(具体的内容)</p> <p>現在の共通番号法上マイナンバーの利用が義務化される利用だけでなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①番号法以外の法令等により民間事業者に課せられている事務(例:本人確認の実施等)への利用 および ②顧客利便に資する民間利用 <p>に関する有益な取り組みについては、限定一方ではなく、柔軟な対応を検討願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>マイナンバーを利用した各種サービスの創意工夫は、公共性の高い損害保険事業における利用者(契約者等)の利便性向上に結びつくものと期待される。</p> <p>特に、本人確認における個人番号カードの利用は、運転免許証に代わる写真付き身分証明書として、顧客利便に資するものと考えられる。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府

No.	提案事項名	提案の具体的内容や提案理由	根拠法令等	制度の 所管官庁
18	住民票請求 における提出 書類の簡略化	<p>(具体的内容) 「保険契約の引受保険会社からの住民票請求については、該当の保険契約の存在を確認できる限り応じていただくとともに、提出書類の簡略化とあわせ、全国一律の内容とすることを提案する。</p> <p>(理由) 保険契約者に保険証券類等を郵送した場合に宛先不明となり、代理店調査では保険契約者住所が判明しない場合に、保険契約者住所の住民票調査を実施している。 平成20年5月1日の住民基本台帳法の改正により、第三者からの住民票請求が厳格化され、現在、住民票取得のために以下の問題が発生している。 (1)市役所等の地方自治体により、住民票取得のための取付書類(履歴事項全部証明書(=登記簿謄本)の要否等)が異なる場合がある。 (2)保険契約者には保険証券以外の郵便物も送付するが、郵便物の種類によっては住民票請求に応じていただけない場合がある。 上記のような状況のため、住民票取得までに相当の日数を要したり、(2)については住民票取得ができないため、保険契約者に連絡がとれないまま、保険契約者が不利益を被る結果になってしまうことも懸念される状況である。 なお、保険会社は「保険検査マニュアル」において顧客保護の観点から、保険契約者住所が不明になった場合、可能な範囲で調査を行う義務があると定められている。そのため、保険契約者の個人情報の提示および取得は、「保険契約者住所の把握」が目的であり、保険契約の履行に必要なものと判断でき、また、郵便物の種類によって変わるものではない。</p>	—	総務省
19	イモビライザ を無効化する 機器の所持 等の制限を目的 とした法令 の制定	<p>(具体的内容) 現状、自動車盗難対策として、最も効果的であるイモビライザ(電子的なキーの照合による自動車盗難防止システム)を無効化する器具を業務その他正当な理由による場合を除き、所持することなどを制限することにより、自動車の盗難防止等を図る。</p> <p>(理由) 自動車盗難は、それ自体国民の安心・安全な生活を揺るがすものであるが、盗難車両を用いた二次犯罪の発生や反社会的勢力および不良外国人の資金源になるなど、派生する問題も深刻である。自動車盗難認知件数は2003年をピークに減少傾向にあるものの直近では増加に転じており、また、自動車の盗難を防止するために車両に装備している「イモビライザ」の機能を無効化する器具を用いた新たな盗難手口が増加している。現在このような器具の所持に対しては規制がなく、インターネット上で簡単に購入できるため、広く流通するに至っており、このような状況に対し、何ら対策を講じなければ、自動車盗難が増加し続け、消費者がイモビライザ装着車を選好したとしても自動車盗難に遭うことを防ぎようがない。従って、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(いわゆるピッキング防止法)の制定経緯を踏まえ、イモビライザを無効化する器具の所持等を法律で規制し、国民の財産を守る方策を講じる必要がある。既に愛知県では、改正「愛知県安全なまちづくり条例」を平成25年7月1日より施行し、このような器具の所持規制を行っているが、同年8月には最初の逮捕者が出るなど既に規制の効果が現れている。この取組みを全国レベルで行うべきである。</p>	—	警察庁・ 国土交通省・ 経済産業省